

インドにおける国内貯蓄と地租

崎 山 昭 治

- I 資本蓄積と農業
- II インドの地租収入
- III 農業貯蓄と地租
- IV 租税負担の不公平
- V 結論にかえて

I 資本蓄積と農業

1. はじめに

経済発展をめざす低開発国にとって、財政の果たす基本的役割は大きくみて二つあるといえる。第1に、消費（およびその増大）を抑えることによって貯蓄率を引き上げること、第2に、長期的に成長を持続させるための社会的一般資本ないし下部構造を整備すること、である。

開発を積極的に進めるうえに、財政がきわめて重要な役割を演ずることはいうまでもない。国家が経済成長を加速化する意欲が大きければ大きいほど、計画目標は高く設定されがちであり、それに対応して、これを実現するに必要な資金の調達のために政府が果たす役割はより大きくなる。究極のところ、経済発展とは資本形成の高度化と実物資源のより効率的な利用にある、とするかぎり、財政はこれらの目的を実現する主たる手段であり、政府はこれを担う発展の主導的主体である、といわねばならない。

独立後のアジア低開発国において、経済成長加速化の要求は、それだけ政府による財源の増強を急務とした。それと同時に、経済発展に果たす政府の役割と政府部門の国民生産ならびに消費に占

める割合は、経済体制のいかんを問わず急速に拡大しつつある(注1)。つまりこのことは、実物資源にたいする政府の支配を強めたことを意味する。

低開発国の財政収入の大半は租税によってまかなわれるため、この支配の増加は、具体的には租税の増大を意味する。国によっては社会主義体制とか混合体制で国営部門の拡大（それによる事業収入）とか、赤字公債などもあるが、調達された資源の量的比重においても、管理手段の機動性や有効性においても、租税に勝るものはない。「したがって、租税はそのなしうる直接的寄与においても、管理、インセンティブ、および所得格差の縮小といった間接的効果においても、経済発展のための資金調達源として、もっとも重要なものである」(注2)。

本稿の目的は、インド租税体系のなかの地租(land revenue)をとりあげ、基本的にはいまだに農業国であるこの国における国内の資本蓄積との関連で、財政の立場からこれを論ずるにある。

地租に焦点をおく理由は要約して二つある。一つは1国が低開発の段階から漸次(ないし急速に)工業化してゆく過程で、日本、ソ連ならびに台湾が地租その他の強制的手段で農業余剰の動員をはかったという歴史的事実が、インドの場合にいかん、どの程度生かされうるか(あるいはほとんど生かされないか)を考えてみたいということ。第2に、インドの場合、開発財源の重要な一翼をになうべき地租の戦後の動向の分析を通して、●インド農業の

かかえる基本問題の一部を明らかにすると同時に、インド農業の租税負担の現状が他部門に及ぼす影響を与えているかを考察するにある。

2. 経済発展の初期段階における経済余剰

経済発展の段階が初期にある国では、1人当たり国民所得の水準が低いこと、および人口の半ば以上が農業に従事するということがほぼ一般的である。そして1人当たり所得が低いことから、一般に低開発国の貯蓄水準（もしくは少なくとも潜在的貯蓄水準）は低いといわれ、開発を速めるには、この低水準がなんとしてでも引き上げらるべきだと主張される。

ところで、多くの経済学者はこれと関連してつぎのように論じてきた。1人当たり所得が低いところでは、貯蓄率の引上げは、かりに成功してもほんのわずかな程度にとどまる。1人当たり所得が低いのは、貯蓄——したがって投資——の水準が低いからだ、かくして貧困の悪循環に陥るのだ、と。だが、貯蓄水準の低さの原因を1人当たり所得水準の低さに直接結びつけて説明することがはたして正しいであろうか。それは単純すぎはしないであろうか。先進国との比較においてみるかぎりにおいては、これは一般的に正しいといえるかもしれない。しかし、ほぼ所得水準の高さが等しい低開発諸国間の比較では、1人当たり所得のみでは、その貯蓄率の相違の説明とはなりえないのである。貯蓄率（もしくは潜在的貯蓄水準）を決定するより重要な因子は、国民所得のうち高所得収入グループに流れる量の割合、および所得総量のなかで財産所得の占める割合の大きさではないだろうか。

パテル教授はこの点についてつぎのように述べている。「インドにおける1人当たり所得は低い、だからといって可能的貯蓄までも、先進諸国

よりもとくに低くしなければならぬとはいえない。なんとなれば、貯蓄を造出する所得(saving-generating income) ないし財産所得はいずれもほぼ同じであるからだ。だからインドでなぜ生産的投資が低いかは、平均所得——1人当たり国民所得——に求めるよりはむしろ、開発を推進、持続するのにほとんど役だっていないところの『封建的』所得（財産所得における）の比重に結びつけて説明されるべきである」(註3)。

パテルのかかる主張は、かれのインドにおける所得分配に関するすぐれた実証研究に裏づけられている(註4)。すなわち、1950/51年におけるインドの国民所得のうち、財産所得の占める比率はアメリカのそれとほとんど差がないとして、つぎのように結論しているのである。(1) 国民所得の半ば以上が自家営業者で占められていること。(2) 賃金および俸給が国民所得に占める比率は23%近くにすぎず、これはアメリカのそれよりはるかに小さいが、(3) インドにおける財産所得にかかわる粗所得は、国民所得の23%以上に達する。

パテルはこの最後の項のインドの比率が、アメリカおよびイギリスの20~25%とほぼ同率である点に注目すると同時に、アメリカの場合には資産所得者がかれらの所得のうちかなりの部分を貯蓄するのに対し、インドではそうしていないというのである。

つぎに農業との関連でいえば、工業化の初期段階の社会ではすべて、国の産出高の半ば、ないしそれ以上が農業部門の寄与にかかるものであり、さらにそのうちかなりの部分が、いわゆる「封建的」地主および中間地主で占められていることである。そこで、もしこの「余剰」の大半を生産的投資に振り向けることができれば、経済開発は加速化されうる、というのがパテルの論拠なのであ

る。

インドのごとき農業国においては、この余剰の相当部分は農業部門から生じており、しかもそれは主として生産的投資の習慣をもたぬ地主、高利貸および流通商人に流れがちである。この点に注目した多くの学者のうちの1人、バランは、大衆消費をなんら抑制することなく、インドは所得の15%を投資することができるはずであるといっている(注5)。

成長促進のための財政政策の2大課題の一つが消費抑制＝貯蓄率の引上げ、にあると本稿の冒頭で述べたのもかかる問題意識に根ざしている。

かかる問題意識にたつとき、つぎには国全体の潜在的貯蓄を生産的投資のために動員する手段たる租税体系の基本原則はなにかが問われねばならない。チェリア教授はつぎの点を掲げる(注6)。

- (1) 遊休余剰の吸上げとその生産的投資
- (2) 能力に応じた租税協力
- (3) 限界消費率よりも高い限界課税率を貫くこと
- (4) 個人別、階層別、セクター別の租税負担の平等

(1)から(3)までは、いわゆる消費(およびその増分)の抑制による余剰吸収という意味で強制貯蓄を行なうことを意味する。そしてこれを実現するには(4)の平等原則が貫かれるべきだということである。この最後の点は地租について現実のインドで最も問題となっているものの一つ(とくに農業非農業部門間の租税負担のアンバランス)であり、本稿が注目する課題の一つとなっている。

(注1) チェリア教授の推計によれば、1962/63年度における、NNEに占める全政府支出(市場価格)の比率は19.5%、またNNPに対する政府の「財・サービス」の比率は16.1%、となって、1950/51年度のほぼ2倍になっている。R. J. Chelliah, "The Growth of

the Public Sector," (1966), (Mimeographed).

(注2) U. K. Hicks, *Development Finance* (Clarendon Press, Oxford, 1965), p. 62.

(注3) S. J. Patel, "The Distribution of the National Income of India, 1950-51," *The Indian Economic Review*, Vol. 3, No. 1 (February 1956), p. 8.

(注4) Patel, p. 9.

(注5) Paul A. Baran, *The Political Economy of Growth* (Monthly Review Press, New York, 1957), pp. 22~23.

(注6) R. J. Chelliah, "Taxation and Economic Surplus," in *Readings on Taxation in Developing Countries*, edited by R. M. Bird and O. Oldman (Harvard Law School International Program, Revised ed., 1967), p. 43~44.

II インドの地租収入

1. 地租収入の停滞

インドの地租は第2次大戦前、とくに19世紀半ばごろまでは、州・中央の租税収入の半ば以上を占める重要な財源であった(たとえば、1793/94年度は69.0%、1850/51年度は66.5%)が、その後関税、間接税などの導入によってその比重を徐々に低め(1901/02年度は33.9%、1938/39年度は16.1%)、この傾向は戦後にはいってとくに顕著となり、1966/67年度にはついに3.1%となって、比率そのものとしてはネグリジブルともいふべき大きさになった(第1表参照)。ただし、各州別にみた州税収総額に占める比率は大小さまざまで、ラジャスタン31%、ウッタル・プラデシ30%からマドラス7%、ケララの6%の最低にまでおよんでいる(第2表参照)。

州税収総額に占める地租は1966/67年度では、第1位の一般売上税(39億ルピー)、第2位の州消費税(10.5億ルピー)に次いで第3位(8.8億ルピー)となって、その比重は9.4%という低さに低迷している。ちなみにこの比重は1936/37年度には26.0%

第1表 中央・州政府の税収総額に占める地租収入の比率(%)

1793/94	69.0
1808/09	61.1
1818/19	73.1
1839/40	70.6
1850/51	66.5
1871/72	42.8
1881/82	35.5
1891/92	36.5
1901/02	33.9
1911/12	31.3
1938/39	16.1
1953/54	8.6
1966/67	3.1 *

(出所) *The Report of the Taxation Enquiry Commission*, Vol. 3, p.216.

(注) 1937年まではビルマを含む行政範囲,1953/54年以降の数字はパキスタンを含まぬことはいうまでもない。

*中央・地方政府の補正後予算にもとづいて、筆者が算出した。

第2表 州別地租収入(第3次5カ年計画期)

(単位:億ルピー)

州	税収総額	地租収入	税収総額に占める地租の比率(%)
パンジャブ	20.8	2.4	11
マドラス	29.7	2.0	7
マディヤ・プラデシ	20.0	5.1	26
マイソール	18.4	3.0	16
マハラシュトラ	37.3	3.6	10
ビハール	22.2	6.0	27
ラジャスタン	14.0	4.4	31
ケララ	14.8	0.9	6
グジャラト	18.7	2.6	14
ウッタル・プラデシ	36.5	11.3	30
アンドラ・プラデシ	28.6	7.7	20
アッサム	9.4	2.0	20
オリッサ	7.7	1.5	19
西ベンガル	33.8	3.4	10
シャム・カシミール	1.7	0.4	20
ナガランド	0.01	0.002	14

(出所) *The Report of the Fourth Finance Commission*, 1965 の Table No.20 と21から集計したもの。

(注) 最新のデータによると,1966/67年度補正後予算では,本表中比率で最高位のラジャスタン31%が11%に,ウッタル・プラデシの30%が12%に,マドラスが,7%から3.3%へとそれぞれ低下し,全州平均で17.0%から6.8%へと低下した。

であった。

このような地租収入比重の低下傾向に関連し

て,1953年に政府の招きでインド財政を調査したIMF調査団の報告はつぎのように指摘している。

「地租収入は,その他の税収および貨幣所得ならびに物価の上昇の度合いよりもいちじるしく遅れを示している。1937/38年度いらい,地租が州税収に占める地位は第2位から第4位に落ちてしまった。戦前における地租は州による自己調達税収のほぼ3分の1であったが,1951/52年度には6分の1足らずに減っている」(註)。

農業部門が直接に負担すべき直接税は地租のほかに農業所得税があるが(第3表参照),後者は地租収入よりはるかに少なく,1966/67年度で1.2%にしかならないため,これら両税を合わせても,10.6%にしかならない。したがって,地方政府レベルでの零細な灌漑税その他を総合しても,いわゆる「農業課税」は,州税総収入のなかの11%,全インド総合税収で3%(1967/68年度予算)にしかならない。これは国民所得に対する割合では,同年度で0.43%(1950/51年度には1.2%)という低さである。

2. 地租収入停滞の原因

地租収入の伸び悩みの原因は遠くはすでに東インド会社のインド制圧以前にさかのぼることができ,その根深い歴史的背景は別としても,以下の3点が原因の主たるものと考えられよう。

(1) 行政機構の弱さ

地租を効果的に徴収するにはまずその前に土地制度の確立,それに伴う広範な調査測量による台帳の整備,時宜をえた設定などを不可欠のものとする。独立後のインド政府は,耕地所有制限による大地主から自作農への農地の解放,中間地主排除による耕作農民と州政府の直結(これはザミンダール廃止もねらった),その他の目的のもとに大がかりな一連の土地改革を実施した。しかし実際にはこ

第 3 表 州税収に占める地租と農業所得税の比率 (単位: 1000万ルピー)

	地 租 (1)	農業所得税 (2)	州の税収 総額 (3)	州税収総額に占める地 租の比率 ((1)/(3)) (%)	州税収総額に占める農業 所得税の比率 ((2)/(3)) (%)
第 1 次 5 年計画 (1951/52~1955/56)	326.7	24.6	1,257.1	25.9	2.0
第 2 次 5 年計画 (1956/57~1960/61)	455.0	42.5	1,896.9	24.0	2.0
第 3 次 5 年計画 (1961/62~1965/66)	570.3	48.9	3,339.9	17.0	1.4
1966/67 (補正後)	87.9	10.6	919.1	9.6	1.6
1967/68	98.7	11.0	1,023.7	9.6	1.2

(出所) Reserve Bank of India Bulletin (August 1967), p. 1035 より作成。

の改革は遅々として進んでいない。その原因としては、土地所有に関する旧来の州法が多くの中で改革法と対立し、また従来地主の根強い抵抗と抜け穴の行使を行政的に阻止できなかったことがあげられる。さらに中間地主排除の過程は、マディヤ・プラデシ州とかウッタル・プラデシ州では他州よりも急速に進捗した。その成功の理由としては、両州とも戦前から地租徴収のための行政機構がよく整っていたことにある。これは村の中に地租徴収機関もなく、永久設定 (permanent settlements) の地域が広範に存在していたほかの多くの州と対照的である。

そこで問題となったのは、地租徴収のため、さらには村落の土地台帳を作成整備し、また村の中にそれとかかわりのある行政事務を担当させるためには、いかなる行政機構が州によって設立すべきかというにあった。この問題の及ぶ範囲は広いが、実際にとられた機構のタイプはおおまかにみてつぎの二つに分けることができよう。第 1 はマドラスとアッサムのごとく、これらの機関を官庁に統合したもので、第 2 は可能な範囲内で村落団体に地租徴収を委嘱したものがある。これら二つの徴収方法のいずれがよいかは一概にいえない。というのは、これらはいずれも州のもつ固有の土地制度と、本来の行政能力に応じて各州が便宜的に選択したものにすぎないからである。

(2) 地租の固定化

「永久設定地域」を廃止して「週期的設定」にするというのがインド地租査定の基本構想であった。これはすでに 1934 年以來うたわれてきた理念といってもさしつかえない。ところが、過去 30 数年にわたって、この改訂はいっこうに実施されていないのである。その実施を妨げた表向きの理由は、各州によってそれぞれ異なっている。それらの理由のうちとくに重要なものとして主張されたのは、農業経済の劣悪な条件、および土地設定の改訂体系の諸原則についてとられた例外規定である。その結果、独立前の「設定地」はそのほとんどが手をつけられぬままに放置された。

ザミンダリー制を有し、かつその制度のもとで土地が永久的に設定されている所とか、大規模なプランテーションをもっている州では、農業所得税の制度が導入され、これによって大土地所有者の農業所得の増収のなかから、かなりの税収を実現すべく意図されたが、結果としてはきわめてわずかな徴収にとどまった (第 3 表参照)。要するに戦後の土地改革によって、地租の負担は支払能力の大きい旧来からの地主には軽く、新しく誕生した小自作農に重くのしかかる結果となっている。

(3) 免税項目が多いこと

農地改革は一方ではザミンダリーやジャギルダリの廃止をめざすものであったが、他方ではイナム (inam) の取得が行なわれた。イナムは現金支払いしないし小作料もしくは農地からの収入に対する

政府権限のすべてもしくは一部の政治的配慮にもとづく（ないしは特定のサービスに対する対価にもとづく）、個人に対する譲許もしくは移転であると定義されているが、複雑なこれら譲許事項を整理し分類すると以下のごときものとなる。

(1) 政治的譲許。これはさらに契約譲許と非契約譲許その他の政治的譲許に細別できる。

(2) 個別譲許。これは州政府に対するサービスの対価として個人に与えられるもの。

(3) デバスタン譲許。これは寺、伽藍のごとき宗教団体を保護するために許与されたもの。

(4) 県知事に対する世襲的譲与。これはかつてのデシュムク、デサイ、デシュバンドおよびアミンのごとき県知事 (district officer) に対して与えられていたものをも含む。

(5) 村吏に与えられる譲許。これは当該村落共同体および州政府に貢献した村吏——たとえばパテル、クルカルニ——のほか、大工、かじ屋、ガモス（僧侶）その他も含まれる。

(6) 地租免除の許与。ふつう教育および慈善的目的のために設立される諸団体——たとえば病院建設とか、大学もしくは公共事業を営み営利を目的としないもの——に対して与えられる。

以上のイナムは戦後の土地改革でその多くが整理、廃止されたといわれるが、かかる遺制がそう簡単に消滅したとは考えられない。たとえばマデイヤ・プラデシ州では戦後最も徹底的なイナム廃止に踏み切ったが、それでも宗教、教育関係に使用される土地には名目的にしか課税されていない。

(注) *Capital* (February 11, 1954), p. 180.

III 農業貯蓄と地租

1. 明治日本のケース

開発の優先順位が農工いずれの部門に高くおかれているかにかかわらず、長期的にみて低開発国が工業化への道をたどることはあきらかである。また農業部門の生産が高まればそれだけ工業部門への食糧・資金の供給が高まり、工業そのものも発展し、またそれが農業関連工業 (agri-allied industries) の振興となって、肥料・農器具・新種苗会社などによる生産性を高める生産財投入となって、けっきょくはまたそれが農業の発展を促進するという循環的・相促の関係をもっている。

しかし、生産・所得がその半ばないしそれ以上を農業に依存する低開発国経済にとって、工業（特に製造工業）が国民所得に占める比率は10%にも満たない場合が多く、ましてその中味が伝統的零細工業が主体となっている場合が普遍的であるため、工業による一国経済の高い成長率のためには——しかもそれを自助的努力で実現しようとするれば——、どうしても農業部門で余剰を強制的手段で創出し、これを工業部門に供給するのではなければならない。明治大正期の日本がまさにその典型であった。

第4表で明らかなように、1888~92年から1918~22年をつうじて、日本の農業貯蓄は農業投資をまかなったばかりでなく、この農業貯蓄の大部分が非農業投資の資金源として利用されている（以下、農業をA、非農業をNAと略称する）。同期間における平均数字でみると、A貯蓄がA所得の12%に対したのに対して、A投資はA所得のわずか3%にすぎなかった。その結果、A所得の9%に相当する農業貯蓄余剰が生じ、それがNA投資の資金源として利用されたのである。

第4表 日本：農業部門と非農業部門における貯蓄率と投資率，1888～1892年から1918～1922年まで（％）

	農 業 部 門			非 農 業 部 門			税 負 担 の シ ェ ア	
	貯 蓄 率	投 資 率	貯 蓄 余 剰	貯 蓄 率	投 資 率	貯 蓄 余 剰	農 業 部 門	非 農 業 部 門
1888～1892	10.3	4.3	6.0	14.7	21.7	-7.0	85.7	14.3
1893～1897	12.9	4.3	8.6	9.8	17.6	-7.8	83.3	16.7
1898～1902	13.3	2.9	10.4	8.1	17.6	-9.5	73.9	26.3
1903～1907	10.9	2.4	8.5	11.1	18.1	-7.0	58.9	41.1
1908～1912	11.8	1.8	10.0	15.7	22.8	-7.1	53.7	46.3
1913～1917	13.5	3.6	9.9	14.3	20.0	-5.7	53.5	46.5
1918～1922	14.6	4.6	10.0	22.0	27.0	-5.1	40.7	59.3

(出所) K. Ohkawa, "Agricultural Policy: The Role of Agriculture in Early Economic Development, A Study of the Japanese Case" in *Economic Development with Special Reference to East Asia*, edited by Kenneth Barril (1964), p. 333.

他方、NA貯蓄はNA所得の14%に達していたが、政府投資を含むNA投資がNA所得の21%にも達したため、このNA投資の3分の1がA貯蓄によってまかなわれていることがわかる。

このようにA部門がNA部門に資金の面で寄与したのは、いうまでもなく地租をつうずる強制的潜在余剰の動員が可能であったからであり、そのことは第4表のA部門とNA部門の税負担のシェアの比較にはっきりと示されている。

以上でも明らかなように、工業化の初期段階における日本の原始的資本蓄積の源泉となったのは農業部門であり、その貯蓄動員の担い手となったのは政府で、その動員手段は主として地租であったとみることができる。すなわち、1888～92年の間に、税負担のシェアはA部門が85.7%、NA部門が14.3%と圧倒的に農業が税負担の大半を引き受けさせられている。これは当時の産業構造とか、A部門人口の比重、および農業に対する他部門の1人当たり所得といった諸指標にてらしてみても、1人当たり農民の税負担が、これに対応する他部門就業者のそれよりも高かったことを想起させるものである。NA部門の税負担シェアがNA部門のほうに大きく転換したのはやっとならば大正にはいつてからのことであった(1918～22年平均でA部

門40.7%、NA部門59.3%) (第4表参照)。

2. インドのケース

インドのA・NA部門間の資金移動について筆者が利用しうるデータは、エカフェ資料による1951/52年度と1957/58年度のものに限られており(第5表参照)、前記日本と同じ概念と精密さで比較しえないうらみがある。このことをあらかじめ認知したうえで観察すると、第6表で明らかなように、1951/52年度には民間農業の純貯蓄率3.9%は民間NAのそれ(2.3%)を上回っており、またその額も前者が後者を68%がた上回っていた。民間

第5表 特定のエカフェ諸国：非農業部門の投資資金として利用された農業貯蓄

年次	国民生産に対する比率				国内資本形成に対する比率			
	中国(台湾)	日本	インド	韓国	中国(台湾)	日本	インド	韓国
1951	...	2.6	0.16	8.0
1952	1.7	1.1	12.4	4.0
1953	3.2	0.4	24.3	1.5
1954	1.6	0.2	12.6	0.6
1955	0.3	1.5	3.1	5.8
1956	0.1	1.4	1.3	4.8
1957	0.7	1.4	-0.01	...	6.5	4.3	-0.5	...
1958	1.7	1.5	...	-2.0	13.2	6.1	...	-14.1
1959	1.0	1.6	...	-2.3	6.5	4.9	...	-20.2
1960	3.6	1.8	22.1	5.0
1961	3.5	1.6	...	-1.9	18.8	3.6	...	-13.2
1962	0.8	1.9	4.9	4.8
1963	-3.1	-15.0

(出所) ECAFE, 日本エカフェ協会訳『アジア経済年報1965年』, 97ページ。

A貯蓄から民間A投資を差し引いた純余剰は、A部門における政府貯蓄の赤字分を若干上回っており、したがって、農業貯蓄の一部が非農業投資の資金源としてNA部門に移転されたことが知られる。しかしその移転分は市場価格による国民純生産の0.2%にしか達していない。一方、NA投資はNA貯蓄を20億ルピーも超過していたため（これは国民純生産の2.1%、国内資本形成の28%に相当する）、この20億ルピーの赤字分は主として対外借款によってまかなわれたと、エカフェの報告書は述べている(註)。

1957/58年度になると、民間NA貯蓄は1951/52年度の4倍以上となったが、民間A貯蓄はほとんど伸びなかった。国民生産に占める農業のシェアは46%であったにもかかわらず、国民貯蓄に占める農業貯蓄のシェアはわずかに29%にとどまった。この間のA・NA両部門間の所得水準および国民所得の部門別の開きはごくわずかしか生じて

いないことから考えてみると、A部門におけるこの貯蓄シェアの急減は、後述するようにA・NA部門間——統計上・概念上の若干の相違はあるが、「都市農村間」といい直してもよいであろう——の租税負担率の乖離にその主因を求めることができるのではないかと考えられる。

つぎに民間部門と政府部門とを合計するとA部門でもNA部門でも純赤字であったが、NA部門の赤字がA部門の赤字の70倍にのぼった。これら両部門の赤字を埋めたものは、いうまでもなく対外借入れによるものである。この年、国内貯蓄合計は増加して国民生産の7%に達したものの、対外借入れは国民生産の4%、国内純資本形成の36%という、きわめて対外依存的な資本形成に陥っている(第7表参照)。

このような統計的観察の結果、インドにおいては、明治期日本や今日の台湾（この国についての例証は省くが、参照されうる手近かな文献としては、ECAFE, *Economic Survey of Asia and the Far East*, 1964, Chapter 2がある）と異なり、農業に潜在的貯蓄余剰があるにもかかわらず、現実に動員されている強制的貯蓄がきわめて少ないということがわかった。しかも統計にこそ公式には示されていないが、インド地主の自発的貯蓄（余剰）の相当部分が都市近郊の土地を含む不動産に投機されていたり、あるいは、食糧不足をみこんだ食糧・穀物の買占め・退蔵、威信のための広荘な邸宅の建設、インフレを反映した金および宝石の購入など、非農業部門への生産的投資には向けられぬ、といった性向を示していると考えられる。

インドの場合、農業余剰およびその生産的投資行動をばむ基本的原因が、自給農業の存在、生存線すれすれの多数の貧しい農業労働者の存在、全体としての農業生産性の低さにあることはいう

第6表 インド：農業部門と非農業部門における純貯蓄率と純投資率(%)

	1951/52年			1957/58年		
	総合	農業	非農業	総合	農業	非農業
民間貯蓄率	3.12	3.88	2.34	6.17	3.88	8.17
総貯蓄率	5.04	4.84	5.25	7.17	4.45	9.55
民間投資率	2.74	2.83	2.63	1.72	1.35	2.04
総投資率	6.94	4.53	9.39	11.16	4.57	16.89
所得のシェア	100	50.35	49.65	100	46.36	53.64
貯蓄のシェア	100	48.30	51.70	100	28.76	71.24
租税のシェア	100	25.09	74.91	100	26.45	73.55

(出所) ECAFE, 日本エカフェ協会訳『アジア経済年報1965年』, 100ページ。

原資料: Estimates of Saving and Investment in the Indian Economy," in *Reserve Bank of India Bulletin* (August 1961); *Economic-Functional Classification of Government Accounts* (1951/52 and 1957/58), N. C. A. E. R., New Delhi; "Estimates of Saving in the Indian Economy," *Reserve Bank of India Bulletin* (March 1960); *Estimates of National Income* (Central Statistical Organization, India, February 1962)。

第7表 インド：部門間金融，1951/52年度および1957/58年度

(単位：10億ルピー)

		1951/52年度			1957/58年度			
		合計	農業	非農業	合計	農業	非農業	
1	国民純生産	99.8	50.2	49.5	114.0	52.8	61.0	
2	純資本	6.9	2.3	4.7	12.7	2.4	10.3	
3	民間貯蓄	3.1	1.9 ^a	1.2	7.0	2.1 ^a	5.0	
4	民間貯蓄	2.7	1.4	1.3	2.0	0.7	1.2	
5	民間貯蓄余剰(3-4)	0.4	0.5	-0.1	5.1	1.3	3.7	
6	政府貯蓄	2.1	0.5	1.4	1.1	0.3	0.8	
7	政府貯蓄	4.2	0.9	3.3	10.8	1.7	9.1	
8	政府貯蓄余剰(6-7)	-2.3	-0.4	-1.9	-9.6	1.4	-4.2	
9	貯蓄余剰総額(5+8)	-1.9	0.2	-2.1	-4.5	-0.1	-4.5	
10	政府消費のための税	6.8	1.7	5.1	11.5	3.0	8.4	
11	政府消費のための税	6.8	3.4	3.4	11.4	5.3	6.1	
12	税余剰	0	-1.7	1.7	0	-2.3	2.3	
13	純余剰(9+12)	-1.9	-1.6	-0.3	-4.5	-2.3	-2.2	
14	純外借入	1.9			4.5			
国民純生産に対する比率%	5	民間貯蓄余剰	0.39	0.53	-0.14	0.44	0.12	0.33
	8	政府貯蓄余剰	-2.29	-0.37	-1.92	-0.84	-0.12	-0.72
	9	民間貯蓄余剰	-1.90	-0.16	-2.06	-0.40	-0.01	-0.39
	12	税純余剰	—	-1.73	1.73	—	-0.20	0.20
	13	純余剰	-1.90	-1.57	-0.33	-0.40	-0.20	-0.19
総資本形成に対する比率%	5	民間貯蓄余剰	5.60	7.62	-2.02	39.86	10.48	29.38
	8	政府貯蓄余剰	-32.93	-5.36	-27.57	-75.58	-10.96	-64.62
	7	貯蓄余剰総額	-27.34	2.26	-29.60	-35.72	-0.48	-35.24

(出所) ECAFE, *Economic Survey of Asia and the Far East*, 1964. 原資料は第6表と同じ。

までもないが、これを財政の立場からみれば、封建的貯蓄をなす地主層や中間業者の潜在余剰に対する州政府の積極的な動員策が欠如していたことにも大きな責任があったとみることができる。具体的には、農業課税たる地租および農業所得税収入の伸びが、絶対額のうえでも、また農産物価格に対する工業生産物の交易条件において前者がずっと有利に働いてきた独立後の期間に、農地の査定がまったく放置されてきたというところに、農業課税の過少、ひいては公的に動員可能な農業貯蓄の遅れの原因があったとみるべきではなからうか。

かかる仮定にもとづいて、農業課税がいかに現

実のインド経済の開発需要の高さとはうらはらに軽きに失しているかを、都市農村間の課税負担率の比較から観察してみたい。

(注) ECAFE, 日本エカフェ協会訳『アジア経済年報1965年』, 98ページ。

IV 租税負担の不公平

1. 農業・非農業部門間比較

地租が固定的に据えおかれてきたため、戦後の物価上昇、特に食糧農産物価格の高騰に対してきわめて非弾力的な対応しか示さず、その結果、農業部門の租税負担率は大幅に低下してきた。

この地租収入の非弾力性は、これまで州政府が

地租に対してとったさまざまな措置——実質的には無為無策——にも反映している。すなわち、地主の強い圧力によって、地租は低率で長期間(40年から50年)据え置かれるべき立法手段がとられたこと、ならびに藩王国の連邦への統合が実現する過程で州政府がさまざまな形で、これらの地域に与えた特別軽減措置などが、その後の州政府をして、地租率の固定化からの脱却を困難にし、かつ地価の再設定を不可能にせしめたのである(注1)。

A班州を構成するビハール、ウッタール・プラデシを含む7州について地租徴収の動向をみると、1938/39年度から1951/52年度にかけて、50%が増加しているが、その間の主要農産物の卸売価格指数は約550(1938/39年度を100とした)となっている。その間の地価もおそらくこの指数と同じ程度に上昇したものと推定されている(注2)。さらに1964/65年度においては、上記指数は1952/53年度を100として159.9と一貫して上昇を示し、しかもその割合は非農産物のそれよりはるかに高かったのである。

このような農産物および農地の有利さが地租にまったく反映されてこなかったのも、かかる地租の非弾力性によるものである。「したがって、地租賦課によって負わされた地主の負担は、耕作面積の拡大と物価騰貴が進むにつれてますます軽くなったのである」(注3)。

農業部門の租税負担の軽小化傾向は、農業生産物と非農業生産物の交易条件の比較によってさらに明示できる。

クソロ教授は農業部門が不当に軽課されていると前おきして、つぎのように述べている。「ルビーの国内価値は1939年の100から1959年には415になった。この結果政府が受けとった税の実質価値はそれだけ大幅に減じている。さらにエーカー当

たりインド農地の収穫高は、1950年代以来上昇を続けてきたにもかかわらず、その間に実施された地租改訂による引上げ分は、微小かつ限界的なものにとどまり、このため産出高に対する地租実収額の比重は過去10年にわたりいちじるしく減少し……、さらに農業対非農業の部門間交易条件は1940年と1961年の間に連続的に農業に有利に展開した。このことから、農業部門の支払能力は非農業部門のそれよりも相対的に高まったと推論できる」(注4)。

両部門間の租税負担の乖離に関してはラジ教授が別の角度から推計を行なった。つまり、「入手しうるデータの範囲での推計は、1952/53年度以降の政府税収の増加は農業部門よりも、むしろ都市部門で負担されたことを示している。そして都市では所得増加分の40%が課税されているのに対し、農村におけるそれはせいぜい14~15%にとどまっている」(注5)。

かくて最近における地租の納入額が農業部門の所得に占める比率は1.5%ときわめてわずかなものにとどまり(注6)、その捕捉しそこねた農業余剰の大半は既述のごとく、金・宝石の退蔵、都市近郊地への投機など、開発に役だたぬ——場合によっては阻害する——投資に向けられているのである。このように州政府が租税(現行農業課税は地租と農業所得税で代表される)をつうじて開発資金を自らの手で調達することを怠ったため、第1次5カ年計画の実施にあたって、州が開発資金として中央から強く要請されていた州自身の調達目標額の35%しか徴税できなかつたという結果におおった。その後の5カ年計画期においても、この傾向は強まりこそすれ、けっして改善されることなく現在にいたっている。

2. 所得階層別租税負担

租税負担が都市に重く、農村（ことに地主）に軽く推移したことは前述のとおりであるが、これを所得階層別に観察し比較することによって、その不平等度の実体をいっそう明確なものとする事ができる。

第8表は月当たり1～50ルピーを消費する農家の低所得グループがその2.21%を納税したことを示し、これと同じ所得階層の都市世帯が3.3%の税負担をしたことを示している。

この表はまた所得水準が上になるほど、農業部門の家計が都市部門の同一所得階層世帯よりも相対的により税負担において軽くなったことを表わしている。とくに年間3600ルピー以上の家計になると、両部門の租税負担は本表には含まれていないが急速に農家家計に有利になっていることがわかる。

たとえば、月所得5542ルピーの非農家の課税率は、それと同額の農家家計よりも74%がた高いという格差を生じている。さらに上になると、非農家7万6500ルピーに対してはその51.5%が課税されるのに対し、農家の場合はわずか5.3%しか課税されていない、というように、農業部門の高所得者（いうまでもなくそのほとんどは大地主である）にきわめて軽い税制となっている。

クスロ教授によれば、農業部門における上層所得階層とは、50エーカー以上の土地を所有する農家であると定義して、これらグループの農家所得を非農業部門のそれと比較している。この50エーカーグループに属するインド全体にわたる農家所得調査によれば、年間所得はほぼ3600ルピーであるといわれる^(註7)。もし粗農家所得でとれば30～50エーカーの農地保有者もこの3600ルピー所得のグループにはいるというデータが示されている。そこで以下における農業部門の上層階級とは50エ

第8表 農業・非農業家計の消費階層別課税の格差 (1953/54年度) (%)

消費グループ (月当たり消費ルピー)	農家家計 (直接・間接税)	非農業家計 (間接税)	非農業家計が農業家計を超過した分の比率	非農業家計が農業家計を超過した分の比率
1～50	2.21	3.3	33	39.2
51～100	2.49	4.4	43	15.0
101～150	3.22	5.1	37	11.2
151～300	3.64	5.1	29	14.6

(出所) I. S. Gulati, *Resources Prospects in the Third-Five Year Plan*, (1960, Chapter V, p. 134.

ーカー以上の農地を有し、その所得が年間3600ルピー以上の所得家計と定義する。

インド農村で50エーカー以上の耕地面積を有する家計数は全農村家計の0.91%で、その所有耕地面積は全農地の14.43% (1952/53年度現在) であった^(註8)。上記農家のパーセントは、農家家計でなく農村家計で計算されていることに注目すべきである。農村家計数は農家家計数よりも約20%が多いとみられるため、上記の0.91%を農家全家計に占める比率に修正すると、ほぼ1.1%になる^(註9)。したがって、全農家家計数(農業労働者家計を除く)の約1.1%が50エーカー以上の耕地を有し、またこれが全耕地面積の約14.43%を占める、といわすことにする。

基本的には地租は一種の比例税であるため、上層所得層の地租が地租全体に占める比率は農業からの所得全体に占めるこの層の所得比率とほぼ一致するはずであり、事実1950/51年度の15%から1960/61年度には18%になっている。しかしこの層は地租のほか、その加重税をも賦課されているため、実際には18%でなくて20%でいどであったと推定される^(註10)。さらに農業所得税(その課税最低限は普通どの州でも3600ルピー)と不動産税がすべてこの上層グループで支払われているので、これら

二つの税は農業部門からはいる印紙・手数料のうち20%を負担したものと推定される。

第9表は農業部門の上層階層が支払った租税の11カ年(1950/51年度から1960/61年度まで)の各年の推移をみたものである。これによれば、この階層はその所得の6%から7%を納税しているが、パーセンテージは、1950~60年にわたってほとんど変化していない。その理由は明らかに所得の増分に対して農業課税が非弾力的だったことにある。

インドにおける所得税の課税最低限は上記期間中、3000ルピーから3600ルピーの間で変化しているため、農業部門の上層所得階層は税法上、非農業部門に属する所得税納税者とほぼ等しい所得グループとみてさしつかえないと考えられる。

そこで、つぎに非農業部門の上層所得者の担税状況についてみよう。実際の所得と課税対象所得とは原則として等しいわけであるが、しかしインドで広くみられる租税回避や脱税のほか、種々の法的理由による控除・免除その他の特別軽減措置

によって、実収入と課税対象所得にはかなりのへだたりがある。これについてはカルドア教授がつぎのように指摘している。「農業以外のすべての部門における課税可能所得の総額は、まったく課税所得の2倍に達する」^(注11)。そこで、これら軽減措置などを考慮に入れると、実質収入額は課税所得の2.5倍にもなるとの仮定にたつて、これに対する課税を計算してみたい。

第10表はこのようにして計算された非農業部門の上層所得グループの1950~60年における所得の推移である。本表にはこれと同時に消費も計上されているが、これは貯蓄・所得比率を20%と仮定したものである。この仮定は、1956年から1962年までの全都市世帯の貯蓄率が16%から17%であったという調査からみて妥当な数字と思われる^(注12)。

つぎに租税負担を税目別に観察しよう。非農業部門の上層階層のみが支払う直接税の税目は、所得税、総合支出税(1966年廃止)、遺産税および富裕税であり、このほか非農業部門全体からの印紙・手数料収入のうち20%がこの層によって支払われている。また租税調査委員会の報告書によれば、この上層グループの支出の8.6%が間接税にとられている^(注13)。

この表でみると、1951/52年度から1957/58年度の間非農業部門の上層所得グループの課税は17%と18%の間で変化している。第11表のラオ教授の試算(非農業部門の上層グループの直接税だけの課税率)が14%を示しているが、これに8.8%という間接税負担率を加えると、第11表の租税所得比率にほぼ接近したパーセントが得られる。このようにして、農業部門・非農業部門のそれぞれの上層所得グループの租税・所得比率が得られたので、これを相互に比較するとつぎの結果が得られる。

農業部門の上層所得グループは、1950年以降10

第9表 農業部門の上層階級の納税額

(単位: 1000万ルピー)

年 度	地 租	農業所得税	遺産税	印紙その他収入	間接税	合計	所得の百分率としての租税
1950/51	9.44	4.00	—	1.03	30.01	44.48	6.16
1951/52	10.17	4.33	—	1.10	30.76	46.36	6.26
1952/53	11.97	4.06	—	1.09	29.66	46.78	6.59
1953/54	14.30	3.77	—	1.17	34.63	53.87	6.47
1954/55	14.60	4.77	0.05	1.15	28.47	49.04	8.47
1955/56	16.24	5.74	0.20	1.19	29.52	52.89	7.00
1956/57	18.70	5.73	0.24	1.28	37.75	63.70	6.95
1957/58	17.50	7.80	0.24	1.46	36.30	63.30	7.24
1958/59	18.40	8.42	0.24	1.60	42.02	67.38	6.51
1959/60	19.00	8.92	0.28	1.77	44.00	73.97	6.84
1960/61	19.60	8.48	0.30	1.79	48.66	78.83	6.56

(出所) Ved P. Gandhi, *Tax Burden on Indian Agriculture* (The Law School of Harvard University, Cambridge, 1966), p. 132.

(注) 近年の土地改革によって、地租収入にみかけ増加があるため、この数字はやや過大であるとと思われる。

第10表 非農業部門の上層階級の所得と消費

(単位: 1000万ルピー)

年 度	課税対象所得	上層階級の所得	上層階級の消費
1950/51	406.76	1,020	815
1951/52	555.74	1,390	1,110
1952/53	488.35	1,220	980
1953/54	534.60	1,335	1,070
1954/55	532.70	1,330	1,065
1955/56	562.84	1,410	1,125
1956/57	615.20	1,540	1,230
1957/58	682.20	1,700	1,365
1958/59	778.64	1,950	1,560
1959/60	831.10	2,080	1,660
1960/61	891.70	2,230	1,780

(出所) *Statistical Abstract of Indian Union, 1961.*

(注) ここには所得税を支払う個人およびヒンズー未分割家族を含む。

年間に年率平均で6~7%を課税されたが、非農業部門のこれと同じ所得階層グループは同期間に17%ないしそれ以上課税された。このため農業部門の上層所得グループは非農業部門の同一所得水準の人々よりもずっと軽い税負担であった。両部門間の比較でこのように農業部門の上層グループが、平等の原則からみて不当に軽く課税されていることが明らかとなった。

これを限界課税率(所得の増分に対する課税の増分の比率)でみると、不平等度はひろがる傾向のあることを示す。1950/51年度から1960/61年度の平均でみると、農業部門の限界課税率は7%で、非農業部門のそれは13%となっている。かくて税負担は所得がふえればふえるほど、非農業部門の上層階層のうえにより重くかかるしくみになっている。

かかる結果から、Ved P. Gandhiはつぎのように結論する。「もし両部門の上層階層の限界租税負担率と、両部門の全階層のそれとをくらべるなら、この期間にわたって、両部門の低所得層の人人が経済開発の負担をまともに背負ったといえる。また非農業部門全体をとれば、かれらの所得

第11表 非農業部門の上層階級によって支払われた租税

(単位: 1000万ルピー)

年 度	所得税	支出税	遺産税	富裕税	印紙 其他 収入	間接税	合計	租税所得比率(%)
1950/51	132.7	—	—	—	4.33	71.70	208.8	20.47
1951/52	146.2	—	—	—	4.40	97.70	248.3	17.86
1952/53	141.4	—	—	—	4.38	86.20	232.0	19.02
1953/54	122.8	—	—	—	4.67	94.20	221.7	16.60
1954/55	122.3	—	—	—	4.59	93.70	220.6	16.58
1955/56	131.4	—	0.05	—	4.77	99.00	235.2	16.68
1956/57	151.7	—	0.30	—	5.13	108.20	263.4	17.10
1957/58	163.7	—	0.09	7.04	5.82	120.00	296.7	17.45
1958/59	172.00	64.0	32.9	67.6	19.13	137.30	326.1	16.72
1959/60	148.90	79.0	15.2	11.7	0.3	146.10	315.0	15.14
1960/61	167.40	91.0	18.8	15.7	1.6	156.60	340.4	17.80

(出所) Gandhi, p. 137. (本表はラオ教授の推計を基にしている)

(注) もし法人税の一部が個人にかかっているとすれば、この数字は実際よりはいくらか大きいと思われる。

増分のうち、21%が課税されているのに対し、これを当該部門の上層階層に限っていえば13%しか課税されていないのである。負担が最も重くのしかかる非農業の所得の場合、その限界負担率は23%ないし24%にも達する。農業部門についてみると、全平均で限界租税負担率は11%にすぎず、上層階層だけに限ってみればわずか6ないし7%で、貧しい階層のそれは12ないし13%であった」(註14)。

したがって、租税負担の公平の原則からみれば、インド国民のうち、租税能力に比して相対的に最も楽をしているのは農業部門の上層階層、次いで非農業部門の上層階層、農業部門の中層階層と続き、都市の中層階層が最も重く負担しているという結論が得られる。換言すれば、開発のための国内財源の負担に対する国民共同の義務遂行の過程にあつて、富める大地主、農業関連事業主、ないし投機業者が、今のインド税制のもとで最も不当に優遇されているということにほかならない。

(註1) *The Imperial Gazetteer of India, Vol. IV, Chapter VII (1907), p. 214.*

(註2) *A Mission of the International Monetary*

Fund, *Economic Development with Stability: A Report to the Government of India* (Washington, 1954), p. 61.

(注3) H. P. Wald, *Taxation of Agricultural Land in Underdeveloped Countries*, p. 19.

(注4) A. M. Khusro, "Taxation of Agricultural Land: A Proposal," *The Economic Weekly*, Annual Number (February 1963).

(注5) K. N. Raj, "Resources for the Third Plan," *The Economic Weekly*, Annual Number (January 1959).

(注6) この比率はたとえば日本の場合、1878~1900年には12~22%にわたっている。これは地租のみでなく、付加税その他の農業に関する直接税も含むので、インドのこの1.5%とは、厳密には比較できぬが、それでもこの期間に10%をこえていたことは疑いないところである。

(注7) V. P. Gandhi, *Tax Burden on Indian Agriculture* (The Law School of Harvard University, Cambridge, 1966), p. 125.

(注8) A. M. Khusro, p. 276.

(注9) Gandhi, p. 126.

(注10) Gandhi, p. 131.

(注11) Nicholas Kaldor, *Indian Tax Reform: Report of a Survey* (1965), p. 105.

(注12) *Reserve Bank of India Bulletin*, Vol. XIX, No. III (March 1965), p. 327.

(注13) Government of India, *Report of the Taxation Enquiry Commission*, Vol. I, Chapter 5.

(注14) Gandhi, p. 136.

V 結論にかえて

本稿は主として二つの観点から、インドの地租をめぐる諸問題を論じてきた。一つはインド経済を農業依存の初期工業化段階とみなし、農業部門がインドの原始的資本蓄積を担うべきセクターであると仮定し、そこから農業貯蓄——農業課税——の余地が多分に残されていることを導き出した点である。租税論からいえば、これは農業部門の租税負担能力の問題である。

もう一つは、公平の原則からみて、相対的に非農業部門が不当に租税の重課を強いられていること、しかもこれを階層別にみれば、農業部門の上層所得階層(主として大地主)に最も軽く課税され、非農業部門の中下層階級に最も重く税負担がかかっているという事実であった。この点は第1の原則の裏返しであり、この実証は地主層の所得に対する増税が妥当かつ緊要であることの根拠を強固なものとしている。

かかる主張、ならびにそれを裏づける上記2原則による測定結果は特に新しいものではない。この主張は今日においてはインドでは、地主および地主と利害を分かち合う人々を除けば、むしろインドの世論として声高に論ぜられているとみたほうが正しいかもしれない。連邦政府の委嘱でなされた租税調査委員会の報告書(前掲)をはじめとして、各5カ年計画書においても、中央政府はたえず土地改革と並行して地租の合理化とその増徴を唱え、それによって州政府が連邦政府の財源依存から脱却することを要求してきたのである。これまで観察してきたように、事態は中央のかかる要求とは全く逆に推移した。その原因についてはこれまでの分析で明らかであり、多言を要しない。

税制という枠のなかで考えれば、もうこれ以上ということもあるまい。だが、それでは明治の地租改正はなぜ日本の工業化のための先駆的資本蓄積の役割を十分過ぎるほど果たし、逆にインドではそうでないのか、といった基本的疑問にはなにひとつ答えたことにはならない。

明治日本と現代のインドの比較そのものに多くの限定条件が必要であろうし、かりに両国を同じ footing に置いたとしても、数量的な並置比較はたしてながしかの歴史的教訓を導き出しうるかは保証のかぎりでない。また明治の地租改正は政

府の理念、政策、実行能力が正しくかつ十分であったか、それに対して今日のインドではどうか、ということで結論を導き出そうとしても、それは結論を安直に導き出すための近道にすぎまい。問題はむしろ、変革の主体である政府と農民（政府だけではけっしてない）がいかにか、いかなる動機と目的で地租に対処したかが深く省みらるべきであろう。この小論ではこの問題にはいることはできない。そこで最後に柳田国男の農民に対する観察力をかりて、その入口を示唆するにとどめたい^(注)。

かれは明治維新後の日本の農村が、資本主義化と工業化の激しい変革過程のうずみ巻き込まれながらも、「農民の心が政治の革新に徹底して、自分たちも今までどおりではおられぬと急にいっせいに引き緊まってきたことである」と述べ、「これは智能がこれを受け入れるに適するまで進んでいったことも一つの便宜であったろう。またたくうちに、いろいろの技術方法、ことに作物の新たな種類を知った数だけでも非常なものであった。それへ力を添えたのは田畑勝手作の新制度であった」。かくして、「農民の事業計画は、にわかには大胆に、かつ巧妙なものに変わってきたのである。……個々の土地利用の技術としては、おそらくこれ以上に鮮やかな効果はないといってよい」。このような観察から、かれは「日本の生産政策は成功したのである」といっている。

これらの観察を要約すればつぎのようなものとなる。

- (1) 経済政策の目標と理念に農民(ことに自作農)が呼応したこと。
- (2) 知識・新技術の導入と生産へのその応用に対して農民が積極的であったこと。
- (3) あらゆる危険や困難を乗り越えて、農民が技術や耕地の開拓に務め、農業を職業ないし事業

として意識するに至ったこと。

(4) 最後にきわめて重要なことは、維新政府の「田畑勝手作」の新制度が、知識→革新→企業的経営の萌芽、という一連の過程の条件をつくったことであった。しかもこれ(知識)は明治維新に始まったことでなく、ふるく徳川300年の大平の時代にすでにかなり普及、蓄積されていたと考えられるのである。

農民、農業生産、農村がかかる歴史の歩みのなかで地租に対応したのが日本のケースであった。地租に対するインド地主の反応はこれと全く異なる。100年前、国、州の税収に占める地租の比率が70%(前掲)ときわめて高かったことは、明治地租の重課率と同じであるが、それは日本と異なり、(イ)拡大再生産を不可能にさせたこと、(ロ)それがインド産業に再投資されず、英国による搾取の最大手段とされたこと、である。かかる歴史的な苦い経験は、独立後の農民に根強く残され、中央・州政府のいかなる増徴をも拒否する、いわゆる tax compliance (租税協力)の不在を導き出したといえる。

明治の地租改正の大事業は、周到かつ綿密に年月と資金を投じてなされた。それは強力な絶対的中央権力のもとになされた。政府首脳は生命を賭してこれに対処した。独立後のインドには、かかる中央集権的権力による農地改革も地租改正もない。連邦、州の議会で直接間接に大地主の利益を代表する勢力が強いことも、これらの改革を困難にしている理由の一つでもあろう。

(注) 柳田国男『明治・大正史、世相篇』(朝日新聞社編、昭和6年)、281~283ページ。

(経済成長調査部主任調査研究員)